

第 9 号

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成 1 9 年熊本県条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条から第 3 条までの規定中「第 3 8 条の 2 第 3 項」を「第 3 8 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。